

相模原市 P P P / P F I 手法導入優先的検討方針

平成 2 9 年 2 月策定

1 趣旨

この方針は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による地域経済の活性化を実現するため、公共施設等の整備等に民間の経営資源や技術、ノウハウを活用した多様な P P P / P F I 手法の導入検討について、必要な事項を定めるもの

2 目的

多様な P P P / P F I 手法を積極的に導入することにより、効率的かつ効果的に公共施設等を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良質なサービスの提供を確保し、地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

3 定義

この方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおり定める。

(1) P F I 法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）

(2) 公共施設等

P F I 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等

このうち、本市で対象となる公共施設等

- ・ 道路、河川、公園、水道、下水道等の公共施設
- ・ 庁舎、宿舎等の公用施設
- ・ 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
- ・ 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。） 観光施設及び研究施設

(3) 公共施設整備事業

P F I 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業

公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する計画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他市街地開発事業を含む。）をいう。

（４）利用料金

ＰＦＩ法第２条第６項に規定する利用料金

公共施設等の利用に係る料金（利用料金、使用料金）をいう。

（５）運営等

ＰＦＩ法第２条第６項に規定する運営等

運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。

（６）公共施設等運営権

ＰＦＩ法第２条第７項に規定する公共施設等運営権

ＰＦＩ法第１６条の規定による運営権の設定を受けて、公共施設等の所有権を公共が有したまま、運営等を民間事業者が行い、利用料金を自らの収入として事業を実施する権利をいう。

（７）整備等

建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含むものとする。

（８）優先的検討

この方針に基づき、公共施設等の整備等の企画立案を検討するに当たって、多様なＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することをいう。

（９）従来型手法

公共施設等の整備等に当たって、設計、建設、維持管理、運営などをそれぞれ分割して発注する手法をいう。

４ 対象とするＰＰＰ／ＰＦＩ手法

この方針の対象とするＰＰＰ／ＰＦＩ手法は、次のとおりとする。

（１）民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法

ア 公共施設等運営権方式

- イ 指定管理者制度
- ウ 包括的民間委託
- (2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営などを担う手法
 - ア P F I方式
 - ・ B T O方式(建設 Build - 移転 Transfer - 運営等 Operate)
 - ・ B O T方式(建設 Build - 運営等 Operate - 移転 Transfer)
 - ・ B O O方式(建設 Build - 所有 Own - 運営等 Operate)
 - ・ R O方式(改修 Rehabilitate - 運営等 Operate)
 - イ D B O方式(設計 Design - 建設 Build - 運営等 Operate)
 - ウ E S C O
- (3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造などを担う手法
 - ア B T方式(建設 Build - 移転 Transfer)・ D B方式(設計 Design - 建設 Build)
 - イ リース方式(民間建設借上方式)

5 検討対象事業

公共施設等の建設、製造又は改修などを伴う施設整備のうち、次の(1)並びに(2)に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

(1) 事業類型による基準

次のいずれかに該当する事業、その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

ア 建築物又はプラント、公園の整備等に関する事業

建築物

文教施設、医療施設、斎場、複合施設、社会福祉施設、観光施設、宿舍、庁舎等

プラント

廃棄物処理施設、水道浄水場、下水道汚泥有効利用施設、発電施設等

イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

(2) 事業費による基準

次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修な

どを含むものに限る。)

イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設等の維持管理、運営事業

ウ その他、PPP/PFI手法による効果が見込まれる事業

(3) 検討対象の例外

次のいずれかに該当するものは、優先的検討の対象から除くことができる。

ア 既に民間が実施主体となって施設を整備することが前提とされている公共施設整備事業

公的不動産の利活用などの民間が実施主体となって施設を設置し、運営する事業

イ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

法令等により災害復旧事業として定められている事業のほか、人命や財産に被害を及ぼす恐れがあるため、事業着手までの間に時間的余裕がない事業

(4) 検討対象外となった事業の民間活力の活用

この方針において、検討対象とならない公共施設整備事業については、相模原市PPP(公民連携)活用指針に基づき、効率的かつ効果的に公共施設等を整備するとともに、低廉かつ良質なサービスの提供を図るため、PPP/PFI手法の導入に努める。

特に、既存の公の施設の運営等については、改修、更新の時期や運営費等の総額に係わらず、相模原市PPP(公民連携)活用指針及び指定管理者制度導入・運用マニュアルに基づき、維持管理、運営手法を検討する。

6 適切なPPP/PFI手法の選択

検討対象となる公共施設整備事業について、簡易な検討評価又は詳細な検討評価に先立って、当該事業の期間、特性、規模などを踏まえ、公共が自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法と比較する最も適切なPPP/PFI手法(以下「採用手法」という。)を選択する。

採用手法は、出来る限り公共施設等の整備等を包括的に委ねるPFI方式などを選択するものとし、その手法の採用が困難な場合には、その他の手法の採用を検討する。

7 評価を経ずに行う採用手法の決定

採用手法が次に掲げるものに該当する場合は、それぞれに次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができる。

(1) 指定管理者制度

簡易な検討評価及び詳細な検討評価の省略

(2) P F I方式、D B O方式

類似事例により採用手法を導入する効果が認められる場合は、簡易な検討評価を省略し、詳細な検討評価を実施

(3) 民間事業者からのP P P / P F Iの提案

民間事業者からのP P P / P F Iに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と提案のP P P / P F I手法を導入した場合との間での費用総額の比較などの客観的な評価により、導入が適切である場合は、簡易な検討評価を省略し、詳細な検討評価を実施

民間事業者からのP P P / P F Iの提案とは、P F I法第6条に規定する実施方針の策定の提案及びP F I以外の手法においてはこれと同様の提案をいう。

P F I法に基づく提案は、特定事業の案、特定事業の効果及び効率性に関する評価結果を示す書類などを提出する。

8 検討評価の時期

P P P / P F I手法の導入検討は、次のとおり実施する。

(1) 簡易な検討評価

公共施設等の整備等に当たって、基本構想や基本計画などで事業規模が明らかになる段階

(2) 詳細な検討評価

事業の実施に当たって、詳細な事業費の算定や要求するサービスの水準、リスク分担などの専門的な検討を行う段階

9 簡易な検討評価

簡易な検討評価は、基本構想や基本計画などの策定と同時期に、定量評価を実施するとともに、必要に応じて定性的な評価を行った上で、P P P / P F I手法導入の適否を評価する。

(1) 定量評価

PPP / PFI手法簡易定量評価調書（簡易な検討の計算表）により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用などの総額を踏まえた費用負担を比較し評価する。

- ア 公共施設等の整備等（運営費等を除く。）の費用
- イ 公共施設等の運営等の費用
- ウ 利用料金収入
- エ 資金調達に要する費用
- オ 調査に要する費用
- カ 民間事業者の適正な利益及び配当など

(2) 定性評価

定量評価に加え必要に応じて、民間事業者への意見聴取や類似事例の調査などを行い、その結果を踏まえ次に掲げる定性的な評価を行う。

- ア 民間事業者の参入の可能性
- イ 民間事業者の経営能力及び技術的能力の活用
- ウ 費用比較以外の採用手法の効果
- エ 財政負担の効果
- オ その他PPP / PFI手法導入による効果など

(3) その他の方法による評価

過去の実績が乏しいなどにより費用負担の比較が困難な場合は、定量評価を実施せず、民間事業者への意見聴取や類似事例の調査などを行い、その結果を踏まえ、公的負担の抑制につながることを客観的に評価できる方法により、採用手法の導入の適否を評価することができる。

(4) 民間事業者の意見聴取等の反映

PPP / PFI手法導入の効果を高めるため、民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査などを行った場合は、その結果を踏まえ、柔軟性のある建設、運営などや民間事業者の収益事業を合わせて実施することなどを検討する。

10 詳細な検討評価

詳細な検討評価は、専門的な外部コンサルタントの活用などにより、要求水準やリスク分担などの事業を実施するために必要な事項を検討した上で、自らが公

共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、費用負担を比較し、採用手法の導入の適否を評価する。

11 評価結果の公表

簡易な検討評価及び詳細な検討評価の結果、PPP / PFI手法の導入に適さないと評価した場合は、次のとおり、評価内容を市ホームページで公表する。

(1) 速やかに公表する内容

- ア PPP / PFI手法を導入しないこと
- イ 予定価格の推測につながらない定性評価
- ウ 予定価格の推測につながらないその他の方法による客観的な評価

(2) 入札手続き終了後など適切な時期に公表する内容

- ア PPP / PFI手法簡易評価調書
- イ 詳細な検討評価による費用負担の比較
- ウ 予定価格の推測につながる定性評価
- エ 予定価格の推測につながるその他の方法による客観的な評価

PPP / PFI手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP / PFI手法)
整備等(運営等を除く。)費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
費用負担		
費用負担(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

PPP / PFI手法導入定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用(PSC)の算定根拠

公共施設等の整備等(運営費等を除く)の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等の(運営等を除く。)の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	